

米原市人権施策基本方針



2009 年(平成 21 年) 3月 策定

2025 年(令和 7年) 2月 改訂

米 原 市

目 次

一米原市人権施策基本方針の位置付けー

第1章 人権尊重の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 人権意識の高揚を図るための施策について・・・・・・・・	3
1 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)就学前教育	
(2)学校教育	
(3)社会教育	
(4)家庭・地域における教育	
2 人権啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1)市民啓発	
(2)企業啓発	
(3)啓発教材の活用	
第3章 人権問題における分野ごとの施策について ・・・・・・・・	8
1 部落差別（同和問題）・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2 子どもの人権・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3 女性の人権・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4 高齢者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・	16
5 障がい者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・	18
6 外国人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・	21
7 生活困難者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・	24
8 性的マイノリティの人権・・・・・・・・・・・・・・・・	25
9 その他様々な人権・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第4章 その他人権施策を推進するために必要なこと・・・・・・・・	31
1 推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(1)市の推進体制	
(2)関係機関との相互連携	
2 人権擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(1)相談窓口の充実	
(2)人権侵害に対する救済	
3 基本方針の見直しおよび進捗状況の評価・・・・・・・・	33
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	35
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	45
世界人権宣言(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・	45
日本国憲法(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・	46
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・	48
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抜粋)・・	49
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(抜粋)・・	50
部落差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・	51
米原市人権尊重都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・	52
米原市人権尊重のまちづくり条例・・・・・・・・	53

◆本文の中で、「※」を付した言葉は用語解説（P35～）および参考資料（P45～）に説明を掲載しています。◆

—米原市人権施策基本方針の位置付け—

1948年(昭和23年)、国際連合(国連)の第3回総会で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という「世界人権宣言^{*}」が採択されました。その後、「国際人権規約^{*}」や「人種差別撤廃条約^{*}」をはじめ、多くの宣言や条約が採択・制定され国際的な取組が進められる中、1994年(平成6年)の第49回国連総会において、世界中に人権文化を構築するため、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年^{*}」とする決議が採択されました。これを受けて、国内でも1997年(平成9年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。そして、学校教育、社会教育および企業その他一般社会など、あらゆる場を通じた人権教育を積極的に推進していくとともに、特に女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別(同和問題)、アイヌの人々、外国人、HIV^{*}感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に関して、様々な施策に取り組むこととされました。

また、2000年(平成12年)には人権啓発の理念や国、地方公共団体、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、人権教育および啓発を総合的かつ計画的に推進していくため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)^{*}」が施行されました。同法第5条には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められました。

さらに、2016年(平成28年)には、差別を解消するための3つの法律「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)^{*}」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)^{*}」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)^{*}」が施行され、その後も、様々な人権に関する法整備が進められています。

本市においては、「世界人権宣言」および「日本国憲法^{*}」の精神を踏まえ、「米原市自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念の下、人権尊重のまちづくりを進めるために、「米原市人権尊重のまちづくり条例^{*}」を2006年(平成18年)に公布しました。そして、この条例の具現化を図るため、2008年(平成20年)に米原市人権尊重のまちづくり審議会を設置し、本審議会での調査審議などを経て、2009年(平成21年)に米原市人権施策基本方針(初版)を策定し、2015年(平成27年)と2020年(令和2年)に改訂を行い、様々な人権施策を推進してきました。

しかしながら、部落差別(同和問題)(以下「部落差別」という。)をはじめ、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人等に関わる人権問題が依然として存在しています。また、かつては人権問題とみなされていなかった犯罪被害者や性的マイノリティなどが抱える問題についても、人権問題であるという見方が定着し、さらにインターネットによる人権侵害のように、新たな人権問題も発生しています。こうした人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するた

め、2022年(令和4年)に実施した米原市人権意識調査※の結果や審議会での議論を踏まえ、米原市人権施策基本方針を改訂しました。

米原市人権施策基本方針は、人権行政の推進に対する本市の基本姿勢を明らかにするとともに、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進するための指針として策定したものです。そして、米原市総合計画との整合を図りつつ、全ての分野に渡る基本方針とするものです。また、その具体的施策については分野別の方針・計画等に委ねることから、これらを策定し、または改訂する際には、この方針との整合性を図ることとします。

第1章 人権尊重の基本理念

「人権」とは、私たち一人ひとりが人間の尊厳に基づいて生まれながらに持っている固有の権利です。また、全ての人が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。そして、この権利は、全ての人に平等に保障されなければならないものです。

人権の尊重が社会における基本的な理念として認知されるようになった近代の歴史をふりかえれば、その間には様々な発展や変化がありました。

近年における最も重要な発展として確認しておくべきことは、現在では「国民」、「国家」を超えた人権保障という考え方が、国際的な常識として発展しつつあるということです。今日では、「世界人権宣言」や「国際人権規約」をはじめとする国際人権文書に示された基準・概念・価値観が、できる限り広く認識されることを目指すことが「人権教育のための国連10年」の行動計画において「指導原則」の第一にあげられています。さらに、「人権教育のための世界プログラム※」や「国連・持続可能な開発のための教育の10年※」等が相次いで策定されてきました。

国連サミットでは、2015年(平成27年)に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの「持続可能な開発目標(SDGs)」が示されました。これは持続可能な世界を実現するための17のゴールと、それをより具体化した169のターゲットから構成され、先進国を含む全ての国が行動するという普遍性や、地球上の誰一人として取り残さないという包摂性などが謳われています。「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「人や国の不平等をなくそう」などの17のゴールは、人権の基礎であり、人権尊重そのものといえます。



我が国では、1996年(平成8年)の地域改善対策協議会※の意見具申において、部落差別など様々な人権問題の解決は「国際的責務」とされたように、かつては国内的課題と意識されてきたものも、国際的意義と責任のあることとされるに至っています。

戦後の諸改革を通じて、基本的人権の概念は法制度上、明文化されました。しかし、実質的には様々な人権問題が存在するとして、人権保障に関する諸運動が1970年代から高揚しました。その結果、特に部落解放運動を契機に、多くの自治体で人権尊重・人権擁護都市宣言などが制定されました。

本市では、まちづくりの基本理念に「人が元気」を掲げ、市民一人ひとりの人権が尊重され、平和を大切にすまちなちを目指しています。この理念を具体的に実現するためには人づくりが重要です。そして、市民参加と協働のまちづくりを進め、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、人々の様々な個性や違いを超えて、多様な市民が共生できる地域社会を実現することが求められます。2006年(平成18年)に公布した「米原市人権尊重のまちづくり条例」においても、人権尊重のまちづくりに関して、「市民の権利と役割」、「事業者等の役割」を明らかにしています。そのことを踏まえて、「市の責務」として必要な施策を積極的に推進し、人権尊重のまちづくりを実現していくことを定めています。

「人権尊重のまちづくり」を単なるスローガンに終わらせないためには、早くから取り上げられてきた諸課題について、理解や認識を深めるとともに、今まであまり意識されていなかった課題の発見・確認とその意識の共有化を図る必要があります。

第2章 人権意識の高揚を図るための施策について

人権尊重のまちづくりの主体は「市民」であることから、人権意識の高揚を図る諸活動は重要であり、多面的に発展させるべきものです。自分の人権も他人の人権も共に尊重され、様々な形で学習の機会や必要な情報が提供されることにより人権の尊重につながります。また、これまでの多年にわたって努力されてきた取組を振り返り、更に改善すべきポイントは何かを考えることが大切です。人権問題を直感的に捉える感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・意識を十分身に付けることができるよう、米原市人権教育推進協議会※の取組をはじめ、あらゆる場を通じて、人権教育および人権啓発を推進します。

1 人権教育の推進

(1) 就学前教育

■現状と課題

- ・保育所、認定こども園、幼稚園では、生きていくために必要な力の基礎を育むことを目的とし、家庭との連携を大切にしながら、生活リズムや生活習慣、言語力、道徳性や社会性、自分や友だちを大切にする感性を育む取組などを実践しています。
- ・米原市保育の指針に基づき、年齢や個々の発達や発育に応じた保育を実践しています。

■施策の基本方向

- ・乳幼児の健やかな成長、発達を保障できるよう、保育内容の充実や保護者支援を行います。
- ・生活や遊びの中で様々な体験を積み重ねながら発達を促すとともに、社会性・道徳性を涵養^{かん}して社会規範や集団生活の基盤の育成に努めます。
- ・健やかな体と豊かな心を育て、自ら健康で安全な生活をつくりだす力の育成に努めます。
- ・受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の育成に努めます。
- ・子どもたちが身近な環境に興味や好奇心を持って関わり、感じたことや考えたことを表現する力の育成に努めます。
- ・一人ひとりのありのままの姿や文化等の違いを認め、互いに尊重する心の育成に努めます。
- ・かつて同和保育の充実に努めてきたように、人権尊重に根差した保育の目標を掲げ、保育所などの関係機関との連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てていきます。

(2)学校教育

■現状と課題

- 学校教育においては、授業研究、実践交流などを充実させ、自身の持っている権利に関する教育を通じて、人権問題を正しく理解するとともに、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、子どもたち一人ひとりの個性や発達段階に応じて組織的・計画的に人権教育に取り組むことが必要です。
- 同世代の集団における人間関係を経験することができる学校は、少子化により家庭や地域の遊び仲間が少なくなった今日、これまで以上に重要な位置付けとなります。
- 人権意識調査において、「いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある」という意見について、「そう思う」と答えたのが全体で5.2%に対し、18・19歳が12.1%と高くなっていたように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分に浸透していない面があります。

■施策の基本方向

- 他者との出会いを肯定的に捉え、多様な価値観や生き方に触れながら、他者と共に生きることを意味を実感できることを目指して、学校生活や日常生活での仲間づくりを推進します。
- 自尊感情の育成に努め、自分の大切さとともに、他人の大切さを認めることができる子どもの育成に努めます。
- 課題に取り組み、それをやり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進するとともに、自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼などを育む教育に努めます。
- 参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めるとともに、自然体験活動やボランティア活動などを通じて、発達段階に応じた豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。
- 部落差別を人権教育における重要な課題の一つとして位置付け、これまでの取組の成果を検証しながら、教材の開発や学習内容・指導方法の改善・充実を図ります。

(3)社会教育

■現状と課題

- これまで社会教育施設などを中心に、人権に関する多様な学習機会が提供され、参加者は様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現を目指してきました。しかし人権学習に参加する人は、もともと人権問題に関心を持つ市民が多いという傾向がみられます。これまで学習機会があまりなかった市民も参加できるような学習の場の提供が、社会教育の大きな課題となっています。
- 人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養うことが求められています。

■施策の基本方向

- あらゆる人権課題解決への実践の輪を広げるため、米原市人権教育推進協議会を市民主体の人権教育・啓発の中心に位置付け、地域に密着した人権教育・啓発活動を積極的に推進します。
- 生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図ります。

(4)家庭・地域における教育

■現状と課題

- 人権教育は家庭教育から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えるなど、子どもに豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。
- 家庭や地域は、子どもたちが人格を形成する上で、極めて大きな役割を果たしています。家庭や地域の人々が偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することを日常生活で子どもたちに示していくことが求められています。

■施策の基本方向

- 子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実に努めます。
- 家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、主体的に学習することができる機会を提供します。

2 人権啓発の推進

(1)市民啓発

■現状と課題

- 人権啓発については、より多くの市民が啓発活動に触れることができるよう、国や県をはじめ、企業や各種団体等と連携し、研修会等の人権啓発活動を継続的にを行っています。
- 市民啓発については、長く行われてきた企画や行事ほどマンネリ化しやすくなることから、素材や進行役の人材を豊かにする努力が必要です。特にハートフル・フォーラム(地区別懇談会)では、参加者の固定化、参加率の低迷がみられるほか、事業内容なども似たパターンを繰り返すという傾向がみられます。
- 市民一人ひとりが多様な人権課題を「我がこと」として理解し、日常生活の中で自然に態度や行動で現すことができるよう、市民啓発においては、参加しやすく効果的な企画や行事を実施していく必要があります。

■施策の基本方向

- ・ハートフル・フォーラムについては、2022 年度人権意識調査では前回調査(2017 年度)と同様、認知率が市全体で約 5 割しかありませんでした。内容、方法、テーマ、日時や場所の設定など企画全般、広報について、関係機関が連携して、これまでの実施状況を分析し、認知度の向上を図るとともに効果的な啓発となるよう努めます。
- ・講演会等の啓発活動については、参加体験型の学習形態、感性に訴える映画の上映会やコンサートを取り入れるなど、創意工夫を行うとともに、広報「まいばら」や市の公式ウェブサイト等への啓発記事の充実にも努めます。
- ・人権課題や市民ニーズが多様化、複雑化していることを踏まえ、米原市人権総合センターを中心に米原市人権教育推進協議会をはじめ関係機関・各種団体等と連携をしながら、あらゆる人権に関する相談や多彩な内容の研修会の開催に努めます。特に米原市人権教育推進協議会は、人権教育を総合的に推進し、あらゆる人権問題を市民的課題として解決する重要な役割を果たしていることから、滋賀県人権教育推進協議会とも連携しながら活動の活性化に向けて取り組みを進めます。

★2022年度人権意識調査から

問 14 ハートフル・フォーラム(地区別懇談会)の認知度および参加経験に関する経年変化

(単位：%)

			回答者数 (人)	知っている	知らない	不明・ 無回答
ア	ハートフル・フォーラム の認知度	2012年	561	43.0	52.2	4.8
		2017年	836	48.8	48.7	2.5
		2022年	694	49.3	47.1	3.6
イ	ハートフル・フォーラム への参加経験	2012年	561	21.6	73.4	5.0
		2017年	836	25.1	71.2	3.7
		2022年	694	22.8	73.8	3.5

(2)企業啓発

■現状と課題

- ・経済活動のグローバル化が進行し、地球環境問題に対する関心が広がる中、CSR※に対する要望の高まりやISO26000※の発行など、企業や団体等を取り巻く環境は大きく変化しています。企業は、その企業活動を通じ市民生活と密接に関わっており、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められています。
- ・対象の企業や事業者に対して、企業訪問を行い、県から配布される調査票を用いて、聞き取り調査を行っています。しかし、業務多忙など人権研修が十分に実施できていない企業もあり、県や市などが実施する研修会の活用や他企業の先進事例等を周知し、人権研修を推進していく必要があります。

■施策の基本方向

- 米原市人権教育推進協議会や滋賀県人権啓発企業連絡会などの関係機関と連携し、企業の経営者や従業員等が部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを推進します。
- 就職の機会均等を確保するため、長浜公共職業安定所などの関係機関・団体と連携を図り、公正な採用について啓発活動を進めます。
- 米原市の入札制度において、社内での人権に配慮した取組が、その要件として考慮され、評価される仕組みを推進します。

(3)啓発教材の活用

■現状と課題

- 啓発教材は、学習内容に合わせて視聴覚教材やリーフレット等が活用されていますが、今後も幅広い人権課題に答えられる啓発教材の作成が求められています。

■施策の基本方向

- 様々な人権問題について、課題に対応するリーフレットやパネル等の啓発教材を作成します。
- 知識の習得にとどまらず、人権感覚を高めることができる教材の作成に努め、本市の人権を考えるつどいをはじめ、あらゆる機会を捉えて活用を図ります。

第3章 人権問題における分野ごとの施策について

1 部落差別(同和問題)

(1) 現状と課題

部落差別は日本固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国ならびに地方自治体の責務であり、国民的課題です。

1960年(昭和35年)に設置された同和対策審議会は、内閣総理大臣から「同和問題の解決のための基本方策」について諮問を受けました。そして、1965年(昭和40年)に「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である。」と、その後の対策の基本的方向を示す答申を提出しました。国においては、この答申を受けて、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法^{*}」制定以降、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の制定や改正を行い、生活環境の改善をはじめ、教育、保健、福祉、就労、啓発等の様々な事業が取り組まれてきました。近年になって、インターネット上での同和地区の所在地や地区名の書き込みをはじめ、部落差別に関わる事象が後を絶たないことを受けて、2016年(平成28年)12月に「部落差別解消推進法^{*}」が施行されました。しかし、未だに地区の映像や写真がインターネット上で閲覧できるなど課題は残っています。

本市においても、住宅や道路整備など生活環境の改善や市民の人権意識の高揚のための教育・啓発などの各種事業に積極的に取り組んできました。その結果、同和地区と他の地域との生活実態面での格差は相当程度解消され、教育・啓発の実施により、同和問題に対する認識も一定前進しました。しかし、不動産取得や結婚において、同和地区や同和地区出身者に対する忌避意識がみられることがあります。2022年度人権意識調査によると、学校で人権教育を受けたと回答した人で、部落差別について習ったのは、50・60歳代では80%台でしたが、30歳代は54.4%、20歳代は45.5%、18-19歳は34.4%と、年齢が若くなるほど少なくなっています。また、部落差別の問題に関する差別的な内容や誤解にもとづく内容の発言を直接聞いて、反発・疑問を感じた人は2割にも満たないことなど、部落差別の問題に関する教育・啓発の課題が大きいといえます。

このような実態を踏まえ、市民の教育啓発については、人権について考える機会を増やす必要があります。また内容としても、単に歴史的経緯を理解するだけではなく、伝統産業、芸能文化の継承など被差別部落が果たしてきた役割や、教科書無償闘争など解放運動の切り開いてきた役割などを正しく伝え、現実に行っている様々な差別事件を学習することで、差別を受けている人の痛みを自分の痛みとして捉えるなど、差別や偏見を許さない心を育てる教育・啓発の在り方について検討する必要があります。

(2) 施策の基本方向

● 相談体制の充実

部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図ります。

● 同和教育の推進

部落差別の問題に対する正しい理解を図り、部落差別をなくしていくことができる人材を育成するため、同和教育を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会と相互の連携を図りつつ、市民の生活環境に応じた適切な教育を推進します。

● 啓発活動の推進

部落差別は、日本国憲法に定められた基本的人権が侵害されているという重大な社会問題であり、これを解決することは行政の責務です。一方で、部落差別を解決するためには、市民一人ひとりが部落差別の問題を自らの課題として捉え、意識の高揚を図るとともに、差別解消に向けた行動へとつなげていくことが大切です。市民一人ひとりが主体的に取り組めるような効果的な人権啓発を推進していきます。

● 部落差別の実態把握

部落差別の解消に向けて、インターネットモニタリング事業や関連する調査を行うなど、部落差別の実態把握に努めます。

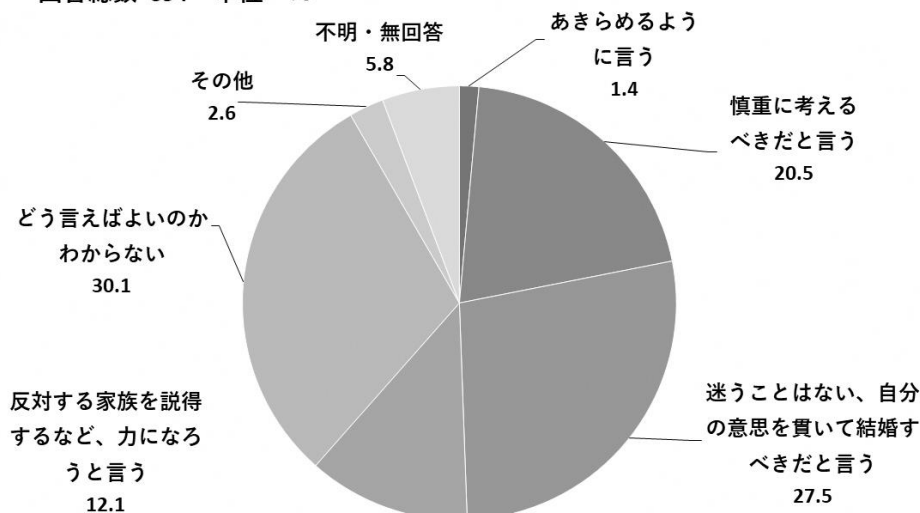
● えせ同和行為の排除

えせ同和行為^{*}は、部落差別の解決を口実に不法・不当な行為や要求を行うもので、同和は怖いという誤った意識を植え付けるものです。えせ同和行為排除のために、広報による周知などの啓発に取り組みます。

★2022年度人権意識調査から

問5 結婚相手が同和地区出身であるということを理由に家族から結婚を反対されている親戚がいるとします。あなたがその方から相談を受けた場合、どのような態度をとると思いますか。最もお考えに近いものを選んでください。（1つだけに○）

回答総数=694 単位=%



2 子どもの人権

(1)現状と課題

国連は、1989年(平成元年)の総会において、子どもの生存、保護、発達、参加という権利の包括的保障を目指した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)※」を採択しました。我が国は、人権条約としては最大の締約国数を有するこの条約を、1994年(平成6年)に一部を留保して批准しました。

国内においては、次世代を担う子どもの健全育成や福祉の増進を図るため、1947年(昭和22年)に「児童福祉法※」を制定しました。そして、1951年(昭和26年)に制定された「児童憲章」では「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられること」と宣言しています。さらに、1994年(平成6年)には子育て支援のための施策の基本的方向(エンゼルプラン)を策定したほか、1997年(平成9年)には「児童福祉法」の大幅な改正を行い、子育てしやすい環境の整備、保育制度の見直し、児童自立支援施設※の充実を図りました。また、1999年(平成11年)に、少子化対策の指針としての少子化対策推進基本方針、重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画(新エンゼルプラン)を策定しました。その後、2003年(平成15年)には、「次世代育成支援対策推進法」と「少子化社会対策基本法」を施行し、2004年(平成16年)には、子ども・子育て応援プランが策定されました。2023年(令和5年)には子どもの権利を尊重・保障する「こども基本法※」が施行されたことにより、こども家庭庁が設置されました。

一方、児童虐待の問題に対応するため、児童に対する虐待の禁止、虐待を受けた児童の保護のための措置などを定めた「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)※」が2000年(平成12年)に施行され、これまでに、「体罰の禁止」や「立入り調査の強化」等を加え、4回の改正が行われています。

また、日本の貧困率は、経済協力開発機構(OECD)がまとめている2022年(令和4年)時点のデータでは、加盟国平均値を上回っています。さらに、ひとり親世帯の貧困率においては加盟国36か国中最下位であり、国際的にみても、非常に深刻な状況にあります。

本市においては、2006年(平成18年)3月に「米原市次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定し、子育て・子育て支援などを基本視点として、総合的な施策を展開してきました。また、2010年(平成22年)3月には「米原市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、子どもたちが健やかに生まれ育ち、夢を育むことのできるまちを目指してきました。さらに、2014年(平成26年)3月には「米原市子ども条例」を制定し、子どもの人権や権利の保障について明記しています。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は、少子化や都市化、核家族化などの進行により、家庭や地域社会における子育て機能の低下と育児に対する負担感の増大が進んでいます。さらに、子どもに対する深刻な人権侵害である児童虐待の増加や、本来は大人が担うべき家事や家族の世話などを子ども・若者が日常的に行うや

ングケアラの存在も表面化しています。学校では、心身の発達や人格形成に大きな影響を与えるいじめが依然として深刻な問題となっており、近年ではSNSを介したいじめも顕在化してきています。また、学校において取り組むべき課題として、不登校の問題もあげられます。

「米原市人権尊重都市宣言※」には「私たちは子どもたちに大きな希望を持ち、子どもたちがすこやかに成長できる人権尊重のまちをつくります」と特記しているように、子どもの人権は次の時代のまちづくりの担い手としての若い市民の成長に関わることであります。大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識することが必要です。また同時に、地域社会全体で子どもを守り育む心を涵養^{かん}し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

(2) 施策の基本方向

● 子どもの人権を守るための啓発

子どもには、大人と同様に基本的人権が保障されています。子どもを権利の行使主体として認め、子どもが安心して思いや意見を表明できる環境をつくります。併せて、その思いを社会の中で実現できるよう啓発活動などに取り組みます。また、そのために必要な事項を盛り込んだ「米原市子ども条例」を生かしていきます。

● 就学前保育・学校教育

就学前および小中学校の時期が、社会生活において必要な基礎的能力を身に付け、心豊かな人間に成長する上で重要な時期であることを踏まえ、就学前の期間においては、保育所などの関係機関と家庭が連携し、自尊感情の育成と健やかな子どもの育成に努めます。また、小中学校の期間においては、児童生徒が自分の大切さや他者の大切さを認め、子どもが相手の立場に立った考え方や人権を尊重する心と態度の育成に努めます。

● いじめや虐待防止等への取組の推進

いじめや虐待等の未然防止のために一層の啓発を実施するとともに、米原市要保護児童対策地域協議会および関係機関が連携して早期発見・早期解決のための施策の充実および自尊感情の高揚を図る取組を強化していきます。

● 不登校児童生徒支援

学校・家庭・本人などが関わる様々な理由で学校に行けない、行きにくい不登校の児童生徒に対し、それぞれ自分に見合った学びや生活ができるよう、居場所づくりの支援等を行います。

● 子どもの安全を守るネットワークの強化

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向け、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進します。

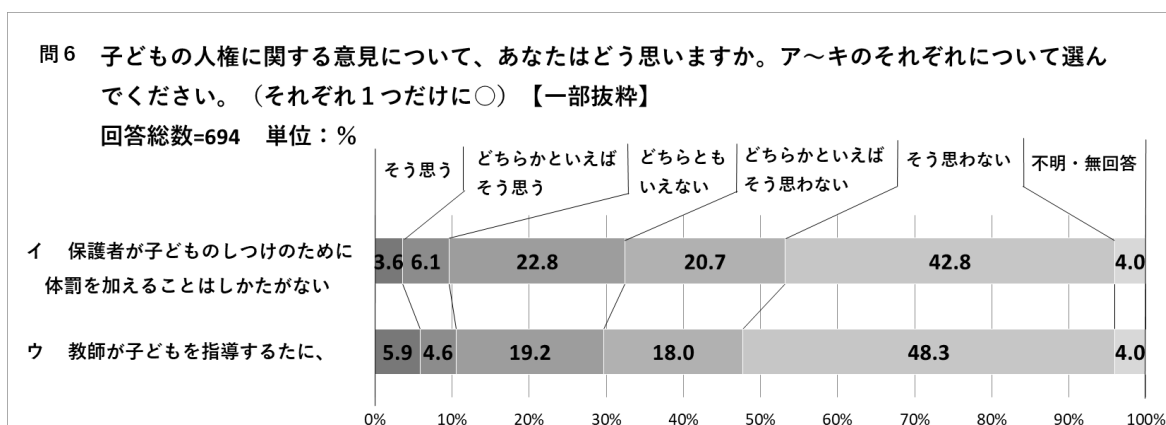
また、年々増加する児童虐待に関する相談の背景には、複数の要因が絡み合っています。虐待の早期発見に努め、適切なアセスメントを行い、関係部署と連携し切れ目のない支援を行っていきます。

● 子どもや保護者の相談体制の充実と周知

不登校、精神的な不安定、気になる行動および発達障がいによる不適應等、不安や悩みを抱えた保護者や児童生徒への相談体制の充実と相談窓口の周知に努めます。

また、身近に子育てについて相談できる人がいないことなどから育児不安を感じる人が増えています。そのため、子育てに関する保護者の不安や負担感を軽減するための支援サービスを充実させ、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

★2022年度人権意識調査から



3 女性の人権

(1) 現状と課題

1975年(昭和50年)の「国際婦人年」を契機に、国際的に女性の地位向上に関する取組が進められ、1979年(昭和54年)に女性の権利を包括的に保障する「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)※」が国連で決議され、女性の人権尊重の重要性が確認されました。また、1993年(平成5年)のウィーン世界人権会議では「女性に対する暴力」が人権問題として位置付けられ、女性に対する暴力の撤廃に向けての取組が約束されました。

国内では、1985年(昭和60年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)※」の制定や、「国籍法」の改正による国籍取得時の父母両系平等主義の採用など国内法の整備を図り、同年には「女性差別撤廃条約」を批准しました。その後、1999年(平成11年)に施行された「男女共同参画社会基本法※」により、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けられました。

一方、つきまとい等、日常生活における人権を守るために、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)※」が施行されました。2001年(平成13年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)※」が施行され、その後の法律改正でDVの範囲の拡大や保護命令の拡充等が図られました。また、「男女雇用機会均等法」は改正法が施行され、性別を理由にした差別の禁止や、事業主に性別、妊娠、出産等に関するハラスメントの予防措置義務を課すことなどが規定されました。さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が2015年(平成27年)に施行され、法整備が進められてきました。また、女性の抱える問題が多様化・複合化・複雑化する中でそれらに適した支援が行える体制を整備するため2024年(令和6年)には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律※」が施行されました。

一方で、世界経済フォーラムが発表した2024年(令和6年)の各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数では、日本の順位は146か国中118位となっており、国際的にも男女共同参画社会の実現には遅れをとっています。

本市においては、男女を取り巻く現状の問題点の解決を目指し、2007年(平成19年)に「米原市男女共同参画推進計画」を策定しました。これまでに3回の見直しを行い、2022年(令和4年)には、国の「第5次男女共同参画基本計画」や「滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画(パートナーしがプラン2025)」の施策の動向を踏まえ、米原市男女共同参画審議会等での議論を重ねながら、2022年(令和4年)3月に「第4次米原市男女共同参画推進計画」を策定しました。

法律や制度上は、女性の人権を守る様々な取組が行われていますが、現実には、

雇用における男女差別や女性の育児・介護負担、ドメスティック・バイオレンス(DV)、そして母子世帯の高い貧困率などの問題をはじめ、職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{*}やマタニティ・ハラスメントなど、女性の人権に関する様々な問題が存在しています。

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、個性と能力を発揮することのできる社会を実現することが求められています。

(2) 施策の基本方向

● 男女平等の意識づくり

「男は仕事、女は家庭」などといった、社会に根強く残っている男女の固定的な性別役割分担意識^{*}を是正し、家庭、職場、地域などでの制度や見直しを進めるための教育と啓発活動を充実します。

● 男女平等のための教育・学習

学校においては学校教育を通じて、また地域社会においては人権学習を通じて、男女平等、男女の相互協力・理解に関する教育を推進し、PTA活動の中で親子が共に考える機会などの提供に努めます。

● 男女平等の社会づくり

女性が様々な分野において、政策・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考え方を反映させていくことができるように支援します。そのために、米原市女性人材バンク(なでしこネット)^{*}を活用し、本市の審議会委員など、本市の政策・方針を決定する過程へ女性を登用するとともに、自治会の役員についても女性の参画への理解が得られるよう努めます。

● 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力の背景には、社会における男女間の格差や、男は女より優越しているという、男性が持つ潜在的な意識が存在します。そのため、男性の意識改革を含め、様々な機会を捉えて、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性犯罪など女性に対するあらゆる暴力を根絶するための教育と啓発活動を推進します。また、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知を進めます。

● 相談体制の充実と周知

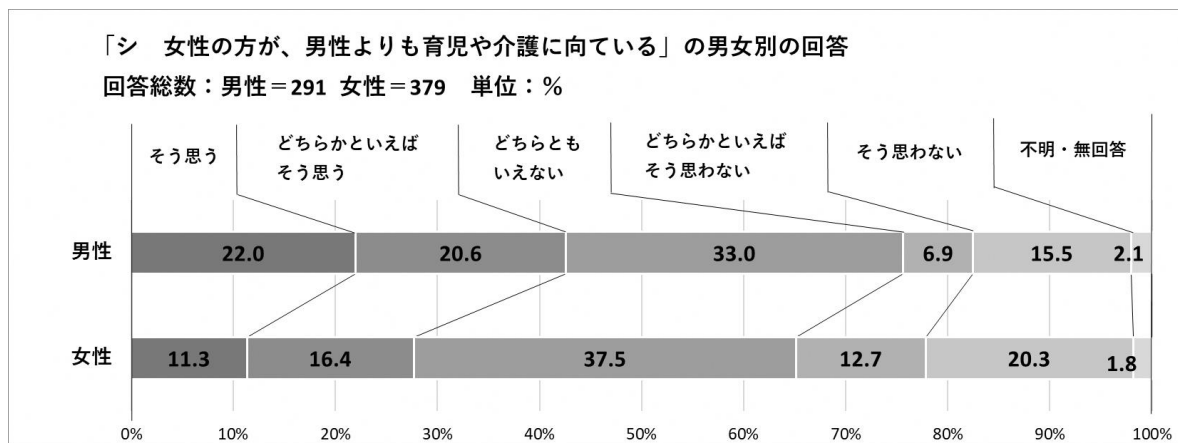
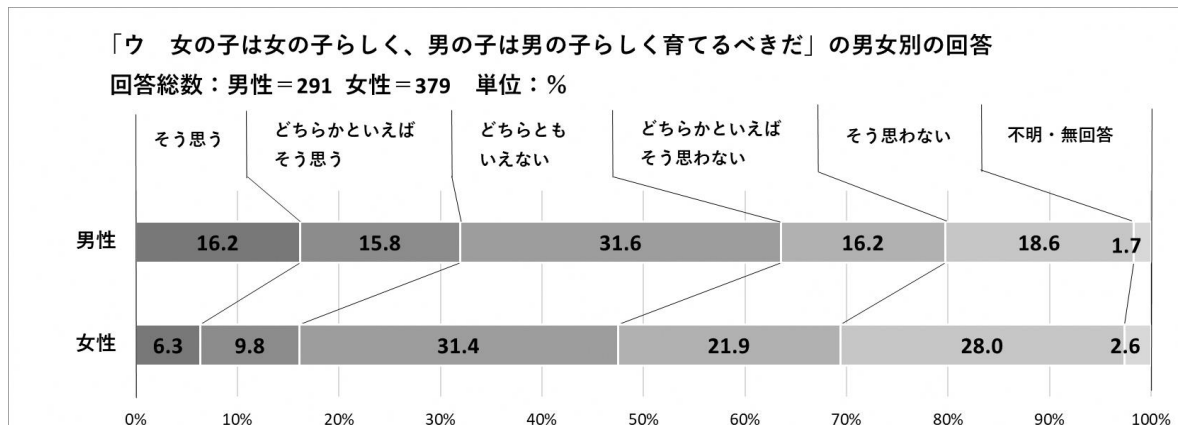
女性の人権を守るため、DVやセクシュアル・ハラスメント、家庭や職場での様々な悩みについて米原市男女共同参画センターをはじめ関係機関での相談体制を充実させ、その実施について周知を行います。また、内容に応じて各機関と連携を取り包括的な支援や専門機関につなげるなど適切な対策をとります。

● ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て支援や男女共同参画の推進、市内事業者への啓発などの取組を通して、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、個人や地域など社会全体で持続可能な取組を実現できるように努めます。

★2022年度人権意識調査から

問8 次のような家族に関わるいろいろな見方や考え方について、あなたはどのように思いますか。【一部抜粋】



4 高齢者の人権

(1) 現状と課題

国連は、1991年(平成3年)の総会では「高齢者のための国連原則」を採択し、高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の5原則が掲げられました。さらに1999年(平成11年)を「国際高齢者年」と定め、5原則に向けての取組が強化されました。

国内では、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景とした社会の高齢化が急速に進む中、「高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)」や「新ゴールドプラン」を策定しました。また、1995年(平成7年)には「高齢社会対策基本法^{*}」が制定され、高齢社会対策の基本理念や総合的な施策の基本的方向が示されました。また、1998年(平成10年)には「介護保険法」が成立し、2000年(平成12年)からは介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度」が始まりました。同時期に民法の一部改正により、「成年後見制度」も始まり、認知症^{*}・知的障害・精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な人の権利擁護に関わる取組が進んでいます。

さらに、2006年(平成18年)には、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務や虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、高齢者の養護者の負担軽減を図るための措置等を定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)^{*}」が施行されました。そして、2024年(令和6年)に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法^{*}」が施行しています。この法律では、認知症に関する基本理念が定められ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくこととされました。

本市においては、これまで高齢者、障がい者、子ども等の福祉の各分野における共通事項を横断的に網羅した上位計画としての「まいばら福祉のまちづくり計画(米原市地域福祉計画・米原市地域福祉活動計画)」や「いきいき高齢者プランまいばら(介護保険事業計画・高齢者福祉計画)」を策定しました。そして、高齢者が安心して高齢期を過ごせるまちづくりの指針を定め、適宜見直しを行いながら、高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。また、2010年(平成22年)には高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、高齢者の虐待防止や早期発見等に取り組んでいます。さらに、成年後見サポートセンターの在り方等を検討するなど、成年後見制度の普及、利用促進に向けた取組を進めています。

国勢調査によると、本市の65歳以上の高齢者人口は、2010年(平成22年)から2020年(令和2年)の10年間に920人増加し、総人口に占める割合は4.7ポイント増加しています。同期間における総人口の7%減と比較すると、高齢者人口の増加が急激であることが分かります。高齢者人口は、2040年(令和22年)がピークになると予想されており、要介護高齢者の割合が高い85歳以上の人口が急増する一方で、生産年齢人口は急減することが見込まれます。

こうした状況の中、認知症高齢者の増加、老老介護や認知介護が増加し、高齢者への身体的虐待や介護放棄、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産面での権利侵害なども懸念されており、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう地域の包括的な支援やサービス提供体制(地域包括ケアシステム)を強化し、充実させていくことが求められています。

一方で、高齢者というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限等により働く場が十分確保されていない状況があり、高齢者雇用の拡大や、多様な雇用・就業機会の確保の取組が求められています。

(2) 施策の基本方向

● 認知症高齢者対策の充実

認知症の正しい理解を啓発し、地域での見守り体制を推進するとともに、認知症の人も認知症でない人も、お互いに支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進する環境づくりを推進します。また、医療、介護、福祉の連携を強化し、早期発見と早期対応の体制整備や相談窓口の充実を図ります。

● 地域包括ケア対策の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、保険・医療・福祉の関係者をはじめ、地域が連携して、①介護、②医療、③予防、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体的に提供し、複合化・複雑化したニーズや課題に対応します。

● 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく生き生きと暮らしていくために、生きがいを持てる場づくりや社会参加の場の拡充に努めます。また、シルバー人材センターの活用などにより高齢者の就業機会の確保を図ります。

● 誰もが暮らしやすいまちづくり

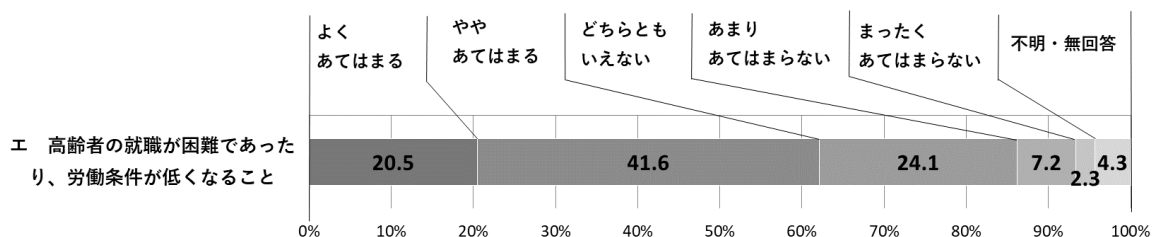
高齢者の権利に関わる問題解決のための支援やユニバーサルデザイン※のまちづくりなど、高齢者の生活環境に関わる幅広い分野の支援に努めます。

※本文中の表記には第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を一部引用しています。

★2022年度人権意識調査から

問2 あなたは、次のようなことは人権侵害にあてはまると思いますか。(それぞれ1つだけに○)

【一部抜粋】回答総数=649 単位：％



5 障がい者の人権

(1) 現状と課題

国連は、障がい者の「完全参加と平等」をテーマに、1981(昭和56年)を「国際障害者年」と決めました。

国内では、1970年(昭和45年)に、「心身障害者対策基本法」が定められ、その一部を改正して1993年(平成5年)に「障害者基本法^{*}」が制定されました。この改正の基本にはノーマライゼーション^{*}の思想があり、全ての障がい者は、「尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と規定しました。その後、障がい者の社会参加を推進するために様々な法令整備が行われた後、2011年(平成23年)には「障害者基本法」の一部を改正し、その第4条において障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止しました。

また、2013年(平成25年)に施行された「障害者総合支援法」は、障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、日常生活および社会生活を総合的に支援するものです。さらに、2016年(平成28年)4月には「障害者差別解消法」が施行されました。障害者差別解消法は、国、地方公共団体、国民がそれぞれ、福祉、人権、雇用、教育、施設整備その他広い分野において、障がいを理由とした差別を解消するため、必要かつ合理的な配慮を行うことを定めています。差別の解消を推進し、それにより全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

滋賀県では、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、2019年(平成31年4月)に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されました。

「障がい」の捉え方について、以前は、障がいをその個人の問題とみなす医学モデルの考えでした。しかし、近年は、障がいを個人の特性としてみるのではなく、社会の在り方が問題であるという社会モデル^{*}の考えとして捉えるようになりました。

本市では、このような社会モデルの視点から、2007年(平成19年)3月からこれまでに4回の見直しを行い、「第4期米原市障がい者計画」を策定しました。障がいのあるなしに関わらず、誰もが等しくかけがえのない個々として認め合い、尊重され、分け隔てられることなく支え合い、ともに暮らせる社会の実現を目指します。

2024年(令和6年)4月1日現在、本市で障害者手帳を所持している人は、延べ2,275人(身体障害者手帳1,484人、療育手帳500人、精神保健福祉手帳291人)となっており、減少傾向です。しかし、年齢比でみると、高齢者の割合が高くなっています。そのため、認知症高齢者の増加、疾病による内部障がいの増加など、高齢化の進展と関連した課題が生まれます。また、人数は少なくとも、更に充実が求

められる発達障がい者施策など、早期療育、特別支援教育、就労支援などは重要な課題です。

法律や制度上での障がい者雇用や社会生活の利便性を目指した取組は進んでいますが、障がい者に対する誤解や偏見も依然として存在しています。障がい者が持つ「障がい」は、人間が持つ様々な違いの一つであり、その違いを理解し、尊重し合える社会、そして、障がい者が市民として地域で孤立することなく、安全で安心な日常生活と充実した社会生活を送ることができる社会を実現していくこと(インクルージョン※)が求められています。

(2) 施策の基本方向

● 障がいと障がいのある人への理解促進

障がいの特性についてや、障がいのある人に対する正しい理解の促進を図るとともに、ノーマライゼーション理念、障がい者制度改正の考え方などについて啓発に努めます。

● 社会参加の支援と雇用・就業の促進

乳幼児期からそれぞれの発達に応じた一貫した支援・教育に努めるとともに、障がいのある人が一人でも多く、スポーツや文化芸術活動等に参加できるよう、参加機会の拡充、参加促進のための配慮・支援を行います。また、関係機関との連携を図り、一般就労の場の拡大と個々に応じた多様な就業機会が確保されるよう支援します。

● 保健・医療と生活支援の充実

障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療の観点から保健事業の一層の充実を図るとともに、安心して受診できる医療の実施体制の充実に努めます。また、訪問系サービスの充実、日中活動の場の確保、グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

● 安心して暮らせるまちづくり

誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、地域の防犯・防災のネットワークを築き、障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、障がいのある人やその家族に必要な情報が届き、社会参加や適切なサービスの利用が図られるよう情報提供の充実に努めます。

● 相談体制の充実と周知

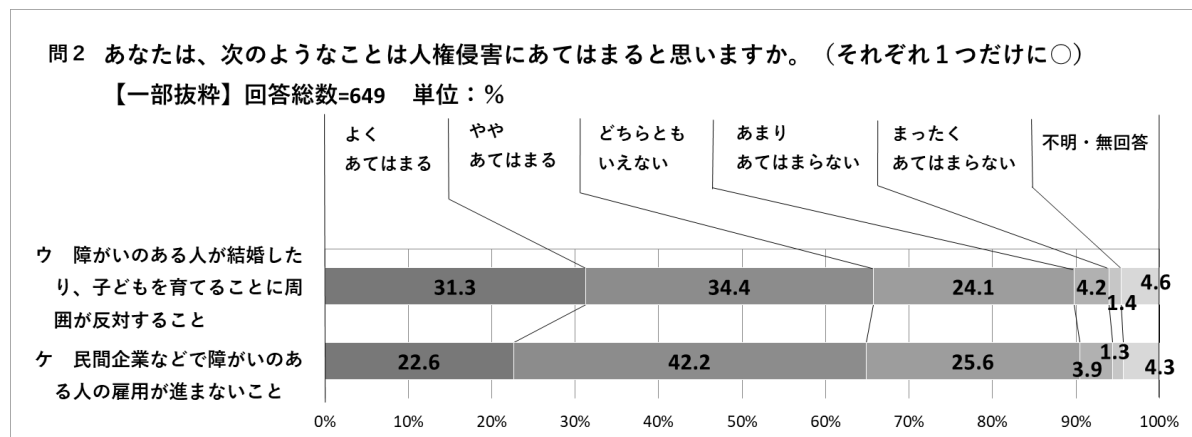
障がいのある人が住みなれた家族や地域で自立した暮らしができるよう、相談支援を充実するとともに、各種制度等の周知を図ります。

● 人権教育・人権啓発の充実

ノーマライゼーションやインクルージョンといった理念に対する理解を促進していくとともに、障がい者に対する偏見や差別をなくしていくために、人権教育・人権啓発に取り組みます。

※本文中の表記には第4期米原市障がい者計画を一部引用しています。

★2022年度人権意識調査から



6 外国人の人権

(1) 現状と課題

我が国における外国人問題は、オールドカマー※といわれる旧植民地出身者、中でも在日韓国・朝鮮人に対する社会保障や参政権の付与などの問題が中心でした。1948年(昭和23年)に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が採択されたことを受け、1979年(昭和54年)「国際人権規約」を批准しました。さらに、1981年(昭和56年)の「難民の地位に関する条約」や1982年(昭和57年)の「難民の地位に関する議定書」の締結を契機として、外国人法制について見直しが進められ、外国人への社会保障サービスの提供や、在日韓国人など特別永住資格者への指紋押捺義務の免除などを内容とした「外国人登録法※」の改正が行われました。

1980年代以降は、労働力不足を背景に多くの外国人労働者が日本の労働市場に流入し、不法就労問題など新たな問題が発生しました。こうした事態を受けて政府は1990年(平成2年)に「出入国管理及び難民認定法(入管法)※」を改正し、ニューカマー※と呼ばれる多数の南米日系人等の優先的入国・在留を認めることとしました。しかし一方で生活保護の対象者や国民健康保険の加入条件など、在留資格の有無で権利の享受に明確な差異が設けられるようになりました。

国内で生活する外国人は年々増加し、国際化時代といわれて久しい今日、外国籍市民の滞在の長期化や定住化に伴い、日常生活の中で、外国人と地域社会との関わりが深くなり、外国人との交流などが活性化しています。その一方で、言語や生活慣習等の違いから、就労に際しての差別やアパートなどへの入居拒否等の様々な人権問題が生じています。このため、外国籍市民に対する差別や偏見の解消に努め、相互理解を進めながら、異なった文化や価値観を持った人々と共に生きる「多文化共生社会」を実現することが求められています。

また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等の発生を踏まえて、2016年(平成28年)6月、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。さらに、2018年(平成30年)12月には、「出入国管理及び難民認定及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立しました。そのため、今後も市内の外国籍市民が増加することが予想されることから、情勢に対応した施策の充実が求められます。また、2019年(令和元年)に「日本語教育の推進に関する法律※」が制定され、日本語教室における国、地方自治体、および事業主の責務を明らかにしました。

本市の外国籍市民の人口は、2024年(令和6年)12月末現在 697人で、本市人口の約1.8%を占めています。

本市では、市内に居住している外国籍市民に対する本市の人権保障の取組は、2008年度(平成20年度)における米原市外国籍市民インタビュー調査で、ようやく第一歩を踏み出すこととなりました。この調査では、外国籍市民の置かれている現

状を把握し、日常生活で直面している課題抽出などに努めました。また、2009年度(平成21年度)以降は公共施設への多言語表示板の設置などを行ったほか、2009年(平成21年)11月からは国の緊急雇用対策事業を利用して、各庁舎に外国語通訳を配置するなど、行政サービスの向上などに努めてきました。さらに、県内13市において米原市にだけ国際(交流)協会がない現状の中、2011年(平成23年)7月に米原市多文化共生協会が設立され、2015年(平成27年)10月からはNPO法人として、相談事業および日本語教室の開催や各種の交流事業など日本人市民と外国籍市民との交流が活発に行われています。

国籍や民族の違いを超え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進していく必要があります。

(2) 施策の基本方向

● 外国籍市民への生活支援

日常生活の上で不可欠な福祉、医療、労働、教育等の行政サービスの充実に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら、多言語による相談体制の充実に努めます。さらに、日本語教室等への参加を促し継続的に開催するなど、コミュニケーションの手段である日本語を学習する機会の充実に図ります。また、外国籍市民の高齢化が進んでいることから、福祉等のサポート体制の強化を進めます。

● ボランティア等の育成

地域で生活する外国籍市民が地域社会の一員として受け入れられ、日常生活で不便や困難を生じることがなく安心して生活できる、暮らしやすいまちづくりを進めるため、外国籍市民を支援するボランティアの育成に努めます。

● 多文化共生意識の醸成

学校等での人権教育や、広報等の啓発活動を通して、異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重し合う市民意識の醸成を図るとともに、多文化共生社会への理解を深めるための機会の拡充を図ります。また、歴史的経緯からやむを得ず日本に在住しなければならなかったオールドカマーやニューカマーに対する差別や偏見の解消についても、更に啓発を進めます。

● 災害時の情報提供

災害時における情報提供について、外国籍市民が取り残されないような体制やツールについての検討を進めます。また、日頃から「やさしい日本語^{*}」の普及を行い、広く情報が理解できるよう努めます。

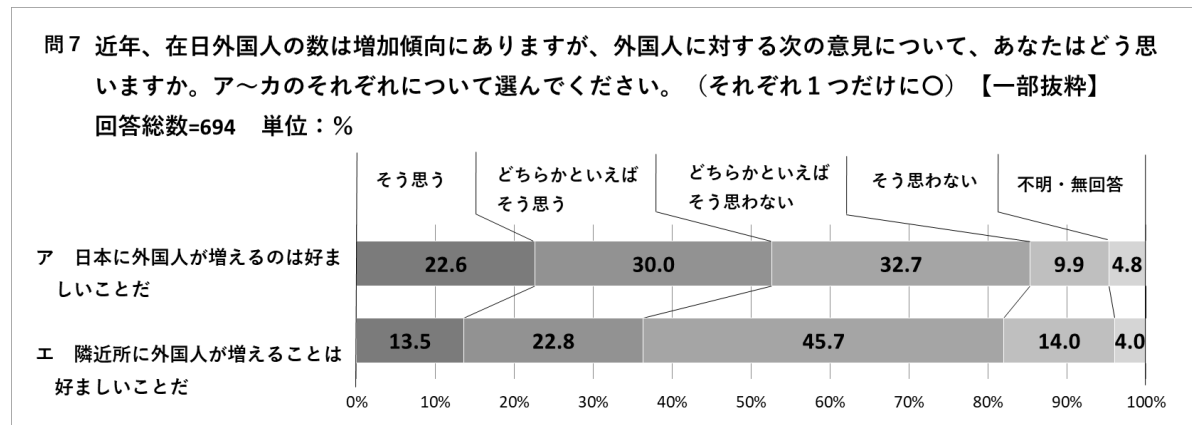
● 外国籍市民の子どもの教育の充実

日本人の子どもと同様の教育を受けることができるよう、教育環境の整備や配慮に努めるとともに、日本語の習得に対する支援を進めていきます。

● 多文化共生推進プランの策定

国籍に関係なく、互いの文化を認め合うことができる「地域の国際化」を目指し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、多文化共生推進プランの策定を検討します。

★2022年度人権意識調査から



7 生活困難者の人権

(1) 現状と課題

経済のグローバル化や少子高齢化が進展する中で、戦後の日本国憲法に基づいて取り組まれてきた社会福祉や労働に関する法律や制度が大きく見直されてきました。特に1986年(昭和61年)から施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)※」が制定されて以降、派遣労働という不安定労働者が急速に増大しました。派遣労働者の問題がクローズアップされたのは2008年(平成20年)のリーマンショック※による世界的な経済不況の中で発生した大量の「派遣切り」問題です。その影響で、派遣労働者が契約途中で契約を打ち切れ解雇されました。それ以降も派遣労働者は増え続け、派遣労働などの非正規雇用労働者は、2022年(令和4年)の就業構造基本調査では2017年(平成29年)の結果に比べ減少していますが、2,100万人を超え、全労働者の31.6%を占めています。これらの非正規労働者の年収は200万円以下という極めて低賃金で、このような非正規労働者は不況になれば真っ先に解雇されます。その多くは雇用保険制度などの公的保険制度に未加入の人が多く、失業と同時に生活困窮者に陥る現状があり今日の大きな社会問題にもなっています。

こうした中、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活の維持が困難になった者に対し、自立相談支援事業の実施をはじめ、住居確保給付金の支給等の支援を行うための所要の措置を講ずることとした「生活困窮者自立支援法※」が成立し、2015年(平成27年)4月1日から施行されています。

本市においても、高齢化の進展に伴い高齢者世帯が増加する中、失業を理由に生活保護を開始する生活保護受給世帯も増加しています。これらの世帯については、新たな職を見つけることが難しいために、受給期間が長期化したり、自立意欲の低下傾向などが見られることもあります。特に、生活困窮者の場合、教育、生活保護、仕事、医療、年金など様々な問題が複雑に絡み合って本人自身も何が問題なのか分からなくなっている場合が多くあり、結果的に相談に行かないまま問題をより深刻化させてしまうケースもあります。市民の安心な暮らしを保障するために、生活保護制度の運用だけではなく、その前の段階で包括的な相談支援体制の構築を図り、福祉施策と雇用施策が相まって、自立を支援していくことが求められます。

(2) 施策の基本方向

● 生活保護受給者の自立支援

生活保護については、最低限の生活を保障するセーフティーネットとして機能を果たすよう努めるとともに、生活保護受給者に対しては、身体的・精神的状況を把握した上で、自立阻害要因の分析を行い、自立が助長できるように努めます。

● 生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、相談者の課題解決に向けて、関係機関・団体の職員等も参画した支援方策検討会議を設置するなど、生活困窮者対策に総合的に取り組み、生活困窮者の自立支援に努めます。

● 生活困窮者の自立支援に向けた庁内外の相談体制の構築

庁内外との連携を図るため、米原市社会福祉協議会、米原市人権総合センター、米原市地域包括支援センター、民生委員児童委員などとの日常的な連携を構築します。

8 性的マイノリティの人権

(1) 現状と課題

この世の中には男と女の2つの性があり、人は男として生まれたら、自分は男であると自覚し、異性である女性を好きになる。女として生まれたら、自分は女であると自覚し、異性である男性を好きになる。これが自然で、当たり前だと考えられてきました。しかし実際は、「こころの性」と「からだの性」が異なる人や、好きになる性が同性の人、性別を男でもなく、女でもないと自認する人など、人の性は非常に多様であるということがわかってきました。しかし、異性愛が自然で当たり前であると考え、それに当てはまらない人たちを「普通ではない」「異常である」と決めつけるなど、性的マイノリティに関する誤解や偏見が未だ存在します。

このような性的マイノリティについての様々な誤解や偏見によって、性的指向・性自認等に関する差別や嫌がらせ、アウティング※などがおこります。そのため、性的マイノリティであることをカミングアウト(公表)できず、学校や職場、家庭などで孤立する人たちがいます。

国では、2004年(平成16年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律※」が施行され、一定の要件を満たす者に対し、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。また、2020年(令和2年)には、「労働施策総合推進法(パワハラ防止法)※」が施行され、SOGI※ハラスメントやアウティングといった行為もハラスメント行為となることが明記されました。さらに、LGBT等の性的マイノリティの人たちの理解を広め、全ての方が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される、包摂的な共生社会の実現を目指して、2023年(令和5年)に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律※」が施行されました。そして、県では、2024年(令和6年)9月に「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

また、市では、市民一人ひとりの人権を尊重し、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指す施策の一つとして「米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、2023年(令和5年)4月から、「米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度※」を開始しました。

令和4年度実施の人権意識調査では、年齢層が高くなるにつれて性の多様性につ

いて肯定的な回答が減少しています。このような結果から、多くの生きづらさを感じている人、とりわけ自分が性的マイノリティであると気づいた小中学生は、正しい知識や情報を持たず、誰にも相談できないまま、一人で悩み続けるというケースが非常に多いと考えられます。

このことから、人と人が共に認め合い、互いに自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指すために、性的マイノリティの立場の人への理解の増進を図る取組が求められています。

(2) 施策の基本方向

● 性の多様性の理解増進に関する教育・啓発の推進

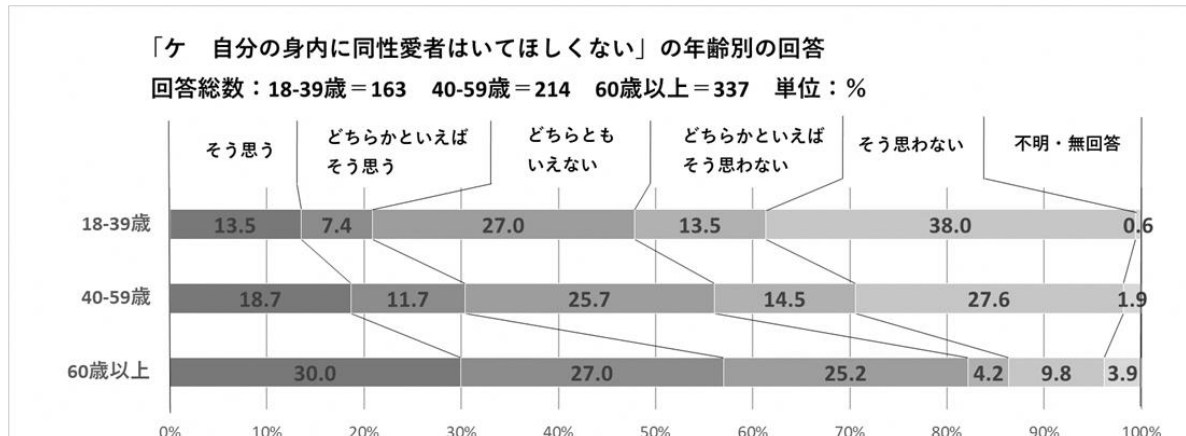
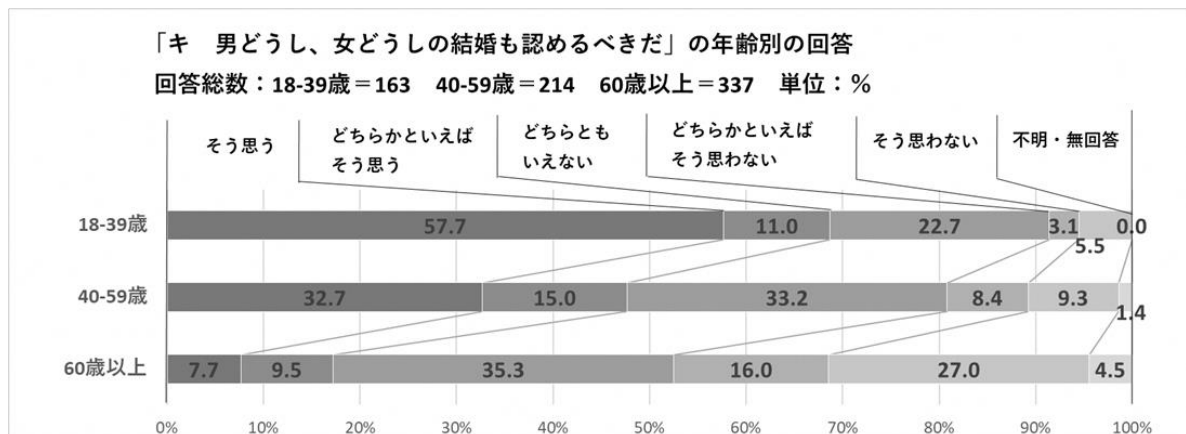
性的マイノリティが日常生活において様々な困難や不利益に直面している現状を人権問題と捉え、性的マイノリティに関する正しい理解を深め、誤解や偏見をなくするための教育や啓発を推進します。

● 相談体制の充実

性的マイノリティの当事者や周囲の人たちの日常生活における様々な相談に対し、的確に応じるための体制や当事者支援の充実を図るとともに、宣誓制度などの周知を図ります。

★2022年度人権意識調査から

問8 次のような家族に関わるいろいろな見方や考え方について、あなたはどのように思いますか。【一部抜粋】



9 その他様々な人権

(1) 現状と課題

「人権教育・啓発推進法[※]」第1条では「社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害」という表現があります。ここにあげられているものは、今日の人権問題や人権侵害が多様であることを示しています。

近年問題にされている例としては、特定の疾病を持つ人々、刑余者、一部の職業(3K労働[※]等)に就く人々に対する偏見や差別があります。さらには、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害などをはじめ、福島原発事故避難者の人権問題や職場等における多様なハラスメントなど、新たな人権課題も生じています。

様々な病気について、正しい知識と理解が十分に普及しないため、病気に対する偏見や誤解により病気に関わる人が人権侵害を受ける現状があります。例えば、エイズはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することによって免疫機能が低下して発症する疾患です。現在は、医学の進歩により、適切な治療をすることでエイズの発症を抑えることが可能となり、「死に至る病気」ではなくなりました。しかし、エイズ患者やHIV感染者に対する正しい知識や理解の不足から、多くの偏見や差別意識を生み、医療現場における診療拒否や無断検査のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否など社会生活の様々な場面で人権問題が生じています。その他にも2020年(令和2年)から拡大した新型コロナウイルス感染症による偏見や差別など深刻な人権問題が生じました。

また、犯罪被害者とその家族は、事件の直接的な被害だけではなく、風評による人権侵害や一部マスメディアの報道によるプライバシー侵害・名誉毀損、過剰な取材による平穏な生活の侵害等の二次的被害の問題があり、加えて捜査活動や裁判に伴い精神的・経済的負担にも苦しんでいます。

さらに、情報通信技術の進展により、インターネット上では匿名性を利用した誹謗中傷、差別など有害な情報発信や深刻な人権問題も多数発生しています。またスマートフォンの急増で、ネット依存が深刻化する中、ネット上の人間関係を優先し現実の人間関係を遮断してしまうことや、ネットいじめなどの事例も発生しています。

一方で、現代の情報化社会においては、当人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれも高まっています。司法書士等有資格者による利益を目的とした戸籍や住民票の不正取得事件など、個人情報をめぐる不正問題も明るみになっています。

このように、これまでの人権尊重の取組や、人権に関する様々な情報の発信などにより、市民の人権意識が高まりを見せる一方で、一層の取組が必要な人権課題も多くあります。それに加え、今後もこれまでに想定できていなかった人権問題が、その当事者の訴えにより顕在化してくることも予想されます。様々な少数者の人権問題は特定の人たちの問題であるだけではなく、差別の加害者および傍観者となる

かもしれない全ての人の問題でもあります。少数者の人権が守られていない社会では、多数者の人権も十分には守られないものです。

(2) 施策の基本方向

● 感染症と人権

HIV感染者やエイズ患者に対する差別や偏見等の人権問題や、新型コロナウイルス感染症に関して差別問題等が数多く発生したことにみられるように、様々な感染症に対する知識と理解はいまだに十分な状況とはいえません。本市においても、感染者(患者)・医療従事者などが不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中で生き生きと生活できるよう、教育と啓発を推進します。

● 刑余者の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や居住の確保の困難等、社会復帰を目指すには、厳しい現状があります。刑を終えて出所した人やその家族などが不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の一員として受け入れられるよう、啓発を推進します。

● インターネット等による人権侵害

高度情報化の急速な進展に伴い、インターネットや電子メール、SNSを活用した個人や集団への誹謗中傷など、人権に関わる問題が増加しています。このようなインターネット上における誹謗中傷等が減らない状況を踏まえ、2024年(令和6年)5月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)*」が公布されました。また、小学生や中学生等のSNSの利用が年々増加している一方、子どもが加害者や被害者になり、いじめやトラブルに巻き込まれる事案も発生しています。市民に対して、インターネット等の利用上のルールやマナーなどについて、広報や市のホームページなどを通じて、啓発を行います。

● 災害と人権

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災およびこれに伴う福島第一原子力発電所の事故では、放射能汚染による風評被害や被災者への差別的発言やプライバシーの確保に関する問題が発生しました。また、2024年(令和6年)1月1日に発生した、能登半島地震においては、SNS上で災害に便乗した偽情報や誤情報が発信され、救助の混乱や人権侵害などが生じました。これらは大規模な災害によってもたらされる「人権侵害」について検証するきっかけとなりました。本市では、災害時においても人権が守られ、安心した生活が送れるよう人権に配慮した啓発を推進します。また、災害時には、人権に配慮した相談、支援、情報伝達などの体制構築に努めます。

● 個人のプライバシーの保護

「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報の適正な取扱いに努め、個人のプライバシーが守られる社会の実現を推進します。そして、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度※により、住民票や戸籍謄本などの不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。

● 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、犯罪行為による直接的な被害だけではなく、マスメディアの報道やインターネット上の書き込みなどによるプライバシーの侵害や名誉棄損等、二次的被害も深刻です。こうした状況を踏まえ、2004年(平成16年)に「犯罪被害者基本法」が施行されましたが、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とは言えません。二次的被害をなくしていくためにも、犯罪被害者等が抱える問題が人権に関わる問題であることを理解する啓発を進めていきます。

● ハンセン病元患者※の人権

2001年(平成13年)、国は「らい予防法」による隔離政策は人権侵害であったと、法的責任を認めました。そして、2008年(平成20年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)※」が制定され、2019年(令和元年)に同法の改正とともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病家族補償法)※」が施行されました。ハンセン病に対する差別や偏見をなくするためには、この病気について正しい理解を持つことが重要です。差別意識や偏見を解消するための教育・啓発を進めていきます。

● アイヌの人々の人権

1997年(平成9年)に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が制定され、2008年(平成20年)には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で採択されました。そして2019年(令和元年)には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)※」が施行されました。アイヌの人々の民族としての歴史や文化、伝統についての認識と理解を深め、アイヌの人々の現状を人権問題として捉え、理解する教育・啓発を進めていきます。

● 職場等における多様なハラスメント

1989年(平成元年)にセクシュアル・ハラスメントという言葉が日本に入ってくると、その被害を訴える女性たちが多数現れました。これは、それまでセクシュアル・ハラスメントの被害を個人的な不運だとみなし、甘受していた女性たちが、自分が受けている被害が職場全体の問題であり、社会の問題であると認識し始めたことによるものです。そして21世紀に入ると、性別役割を強制したり、「男らしくない」「女らしくない」と非難するジェンダー・ハラスメント、職場における権力関係を背景に上司などがその権力を濫用するパワー・ハラスメント、妊娠した女性が職場で非難されたり配慮に欠けた扱いを受けるマタニティ・ハラスメントなど、多様なハラスメントの被害が顕在化してきました。またマタニティ・ハラスメント

を除く、上記のハラスメントは、学校における教師と児童・生徒の間でも生じることがあります。

こうしたハラスメントの防止対策を強化するために、2020年(令和2年)に労働施策総合推進法などの関連する法律の改正が行われました。

ハラスメントは被害者の人格を傷つける人権侵害であることが広く理解されるよう、教育・啓発を進めていきます。そして企業に対しては、訪問や研修等の機会を通じて情報提供や啓発を行うとともに、相談体制の充実を要請します。

● 求職者の人権

新規高卒者に対する就職差別を撤廃するために、1970年から始まった、求職者の情報を必要最低限にとどめる「統一応募書類」の取組などがありました。その取組により、1973年(昭和48年)に当時の労働省と文部省は、全国高校統一応募書類の仕様についての通達を出しました。このような動きは、公正採用選考が企業の社会的責任であるという現在の社会的認識につながったといえます。しかし、大学生の新規採用においては、エントリーシートによる応募が一般化しています。そのなかには、かつての「社用紙」に見られたような、求職者の能力・適正とはまったく関係のない事項の記入を求めるものがあり、その不透明さが問題となっています。

また、近年では、SNSの個人アカウント等の調査や身辺等のバックグラウンド調査を実施する企業も増えてきており、問題化しています。

そのため、企業に対して労働関係法令の遵守と公正採用選考の徹底に向けた啓発や、その他様々な労働問題に関する研修を行う機会の充実を要請します。

● 新たな人権問題の性質や状況に応じた施策の検討

そのほか、社会情勢の変化などにより新たに生じる人権問題については、それぞれの問題の性質や状況に応じて、その解決に向けた施策の検討を進めます。

以上のように、米原市が取り組むべき9つの分野の人権課題をあげましたが、これらの課題はそれぞれが独立したものではありません。例えば、障がいがある外国人、女性の高齢者など、複数の人権課題を抱える人たちの存在、いわゆる複合差別の問題を見落としてはいけません。これらの人権課題は互いに相関し、複合していることを考慮しながら施策を推進していきます。

第4章 その他人権施策を推進するために必要なこと

1 推進体制の充実

(1) 市の推進体制

■現状と課題

- ・人権施策の推進に当たっては、関係部局相互の連携の下、総合的かつ効果的に進められることが求められます。
- ・市職員は、職務上、市民の人権に深く関わる機会が多く、人権問題に関する正しい知識と豊かな人権感覚が求められています。また、地域のリーダーとして、人権啓発を推進していく役割が求められています。

■施策の基本方向

- ・本方針を実効性あるものにするため、全庁的な推進組織である米原市人権尊重のまちづくり推進本部を中心に、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。
- ・米原市人権総合センターは、あらゆる人権課題の解決のための拠点として、各種事業を総合的に推進していきます。
- ・行政サービスの根底は、人権尊重と人権擁護であるという理念を全職員にとっての共通の認識とし、人権を基本にした施策を積極的に推進します。また、これまでの研修内容を総括的に再点検するとともに、体系的に人権研修を位置付け、その充実を図ります。
- ・単に知識の習得にとどまらず、「参加型学習」の手法を取り入れるなど、より効果的な人権研修を各職場において実施します。

(2) 関係機関との相互連携

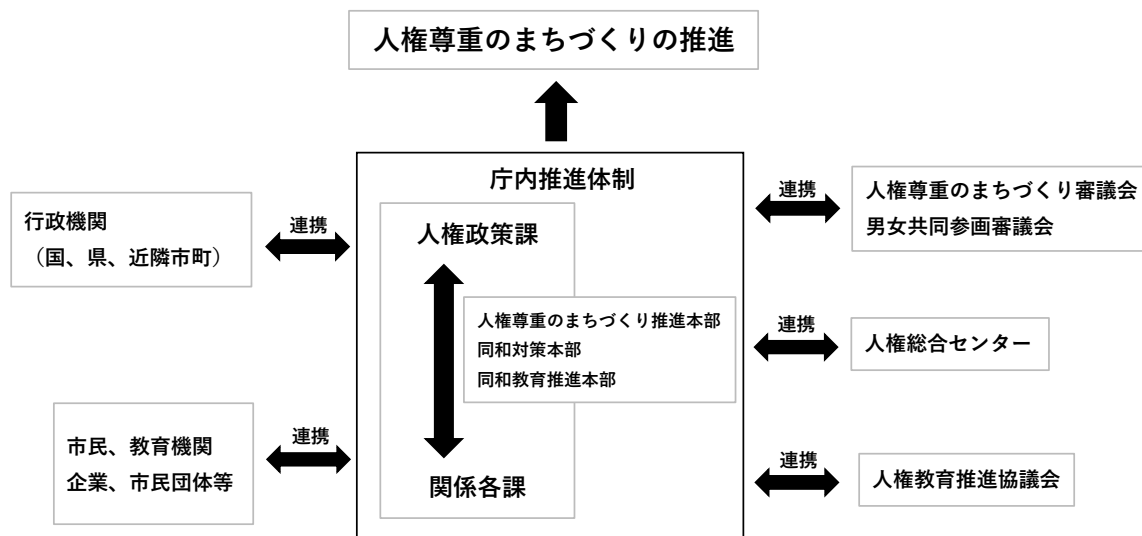
■現状と課題

- ・人権施策の推進に当たっては、国や県、市および関係機関がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重のまちづくりを進めていくためには、相互の緊密な連携の下、協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

■施策の基本方向

- ・人権施策をより効果的に推進する必要があることから、国や県、近隣市などの行政機関、さらには米原市人権尊重のまちづくり審議会や米原市人権教育推進協議会と密接な連携を図りながら、相互に協力します。

【推進体制図】



2 人権擁護の推進

(1) 相談窓口の充実

■現状と課題

- 全国で毎年約2万人もの人が自殺で亡くなっており、うつ病などの精神疾患患者数も増加するなど、今日的な社会状況の中で、人々が生きづらさを感じたり、孤立したりする場面が増えています。
- 人権意識調査においても、差別や人権侵害を受けたときに、過半数が「黙って我慢した」と答え、公共機関等への相談は少ない結果となりました。
- 女性、子ども、高齢者など、それぞれの所管課や機関などを窓口として、分野ごとに専門的な対応が行われていますが、今日、相談内容が複雑多様化し、分野が複合的に絡み合って支援が困難な事例が増加しています。

■施策の基本方向

- 人と人とのつながりが薄れ、相談相手が少ない人たちが増えていると言われます。相談は様々な人権侵害に対する救済に向けた取組の入口でもあり、現代社会においてその重要性は高まっています。そうした状況を踏まえ、相談窓口の充実と周知に努めます。
- 分野が複合的に絡み合う相談については、各種の連絡協議会等を設けるなど、窓口が相互に連携して、課題解決が図れるよう努めます。
- 人権擁護委員^{*}や米原市人権擁護推進員^{*}などの活動と連携を図り、地域社会に根ざした人権擁護活動の推進を図ります。

(2)人権侵害に対する救済

■現状と課題

- ・DVや子どもに対する虐待、さらにはインターネットによる差別記載など、依然として深刻な人権侵害事象が続いています。早期発見・早期解決に向けて、地域や関係機関・団体等との連携が不可欠です。

■施策の基本方向

- ・個別の人権侵害に適切に対応するため、「同和問題に係る差別事象・事件への初期対応マニュアル」をはじめ、各分野における対応マニュアルを点検し、関係機関等との連携を密にし、課題に対応する体制の充実を図ります。
- ・法務局や長浜人権擁護委員協議会等の国の機関や滋賀県人権センターなど関係機関との連携・協力を強化し、問題の解決へとつなげていきます。
- ・人権救済制度の在り方に係る人権擁護推進審議会の答申^{*}の趣旨を十分に踏まえ、人権侵害による被害者救済の対応充実と強化に積極的に取り組みます。
また、人権尊重のまちづくりを推進するためには、人権が侵害された場合の救済制度の構築は不可欠であり、制度の早期確立と適切な運用を国に要望します。

3 基本方針の見直しおよび進捗状況の評価

■現状と課題

- ・本方針により、より実効性のある人権施策の推進が求められます。

■施策の基本方向

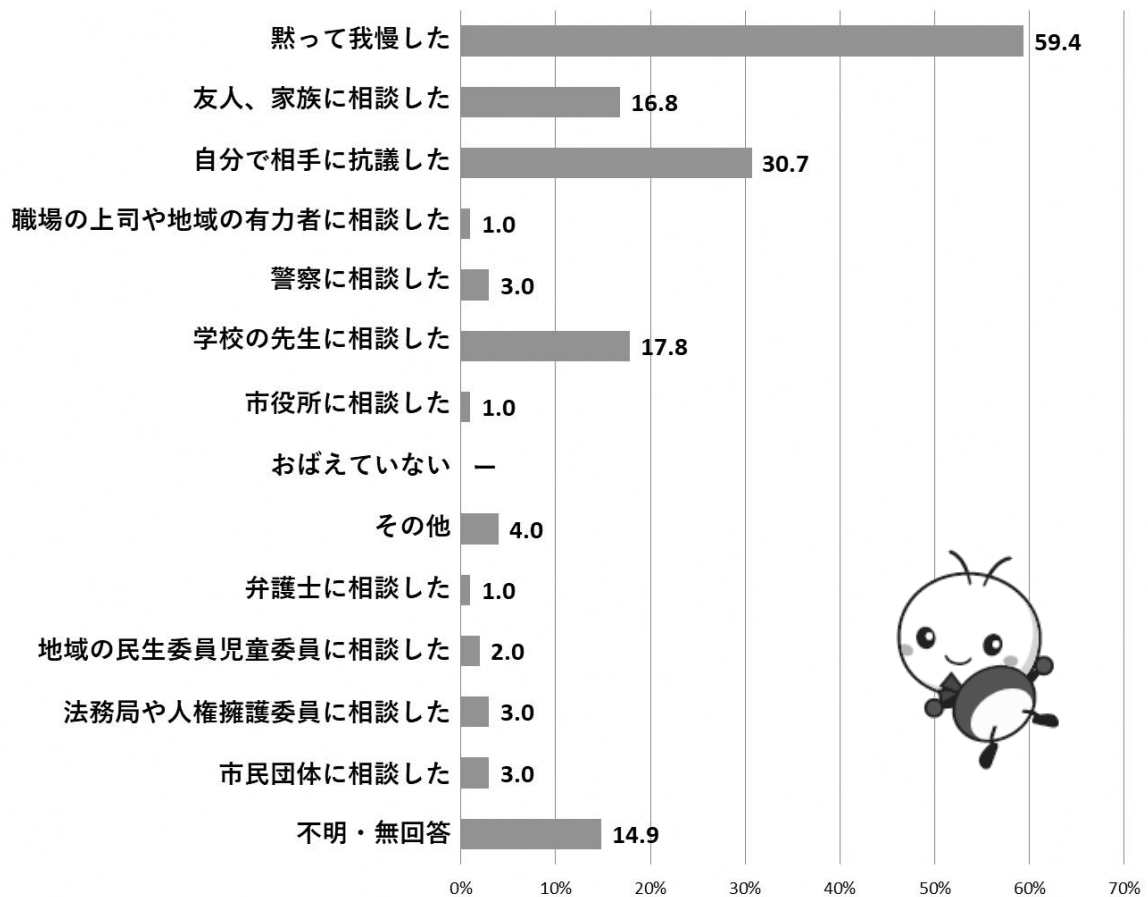
- ・今後の人権問題をめぐる状況や国および県における人権に関する施策の実施状況、社会情勢の変化、さらには、本市の人権施策の推進状況等を十分勘案した上で、基本方針の見直しを行います。また、全ての人権分野における実態把握(実態調査)の実施に努めるとともに、関係部局が実施した人権施策の進捗状況の評価を行います。

★2022年度人権意識調査から

問3 あなたは、ここ5年くらいの間に自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

- よくある(2.6%) ●ときどきある(12.0%) ●ほとんどない(43.9%)
- まったくない(25.8%) ●不明・無回答(15.7%)

問3-2 問3で「1 よくある」、「2 ときどきある」を選んだ方にお聞きします。人権侵害を受けたとき、どうされましたか。(〇はいくつでも)
回答総数=101 単位: %



用語解説

あ 行

ISO26000

2010年(平成22年)11月にISOより発行された「社会的責任に関する手引き」のこと。ISOの他の標準規格が認証機関による認証を受けることを前提としているのに対し、このISO26000は認証を求めておらず、ガイドラインとして位置付けられているのが大きな特徴である。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)

アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を活かした地域振興策のための交付金制度などを盛り込んだ法律で、2019年(令和元年)5月から施行されている。

アウティング

性的マイノリティであることを当人の許可なく他の人に言いふらしたり、SNSなどに書き込み暴露したりすること。

インクルージョン

「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。また、2000年(平成12年)に厚生省(当時)がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉の在り方に関する検討会報告書」でその推進を提言している。

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)

HIVは感染力の弱いウイルスであり、HIV感染者の唾液や汗、尿を介しては感染しないが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ(後天性免疫不全症候群)の発症までには10年以上かかるといわれている。近年、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されている。

えせ同和行為

「部落は怖い、同和問題にはふれないほうが無難だ」という誤った意識がなお根強く残っていることに乗じ、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、部落差別を口実にして利権を得るための不当な要求、不法な行為をいい、高額書籍の購入要求の事例が特に多く見られる。

オールドカマー

「特別永住者」という在留資格で日本に定住する外国籍の人々のこと。その大半を占めるのが、戦前、日本の植民地支配によって来日を余儀なくされ、戦後もそのまま日本に残った朝鮮半島出身者と台湾出身者、そして両者の子孫。

か 行

外国人登録法

2009年(平成21年)、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年7月15日法律第79号)が成立し、この法律の施行により、2012年(平成24年)7月9日に廃止された日本の法律。日本に在留する外国人の居住関係や身分関係の明確化、政府による適正な管理のための諸制度(外国人登録制度等)について規定していた。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症施策を総合的・計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生社会の実現を推進することを目的として、施行された。「すべての認知症の人が、基本的人権を持つ個人として、自分の意思で生活できるようにすること」「認知症についての正しい理解を国民に広めていくこと」など7つの基本理念と、「認知症に関する正しい理解の普及」「認知症の人の意思決定の支援、権利利益の保護」など12の基本施策が示されている。また、この法律により、市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされた。

高齢社会対策基本法

高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的として、1995年(平成7年)12月から施行されている。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)

高齢者の虐待の防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めた日本の法律で、2006年(平成18年)4月から施行されている。

国際人権規約

- ①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約またはA規約)
- ②市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約またはB規約)
- ③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書

以上3つの総称。

「世界人権宣言」の精神を具現化し、法的拘束力を持たせるため、1966年(昭和41年)に国連で採択された。我が国は、①および②の2つの規約について、1979年(昭和54年)に批准し9月に発効した。

国連・持続可能な開発のための教育の10年

「持続可能な開発」とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような開発として提案された。

これは、全ての人が公平に、健康で文化的な生活を営むために必要な開発を世界が協調して取り組み、かつ、その開発を資源の有限性、自然の回復力などを意識した節度あるものとし、将来の世代へと持続する社会づくりとするものである。

世代間の公平、地域間の公平、男女間の公平、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となっている。

すなわち、環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことが持続可能な開発である。この持続可能な開発のためには教育が極めて重要な役割を担うことから、国連において、2005年(平成17年)から2014年(平成26年)までを「国連・持続可能な開発のための教育の10年」とした。

固定的な性別役割分担意識

男性・女性それぞれに適した役割があるとみなされ、その役割の遂行を期待する意識。性別役割分担の意識は、長期的にみて解消の方向にあるものの、依然として根強く残っている状況にある。

こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、2023(令和5年)4月に施行された。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)

雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的(第1条)とする法律。元は1972年(昭和47年)に「勤労婦人福祉法」として制定・施行されたが、女子差別撤廃条約批准のため、1985年(昭和60年)の改正により「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」、1997年(平成9年)の改正により「雇用の分野における男女の機会及び待遇の確保等に関する法律」となる。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)

女性に関する課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化してきており、こうした困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために、新たな女性支援の根拠法として2022年(令和4年)5月に施行された。

さ 行

3K労働

主として若年労働者が敬遠する「きつい」「汚い」「危険」な労働を、頭文字をとって3Kと呼ぶ。一般的には肉体労働や勤務・労働条件の厳しい職業を指す。

CSR

企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などの様々なステークホルダー(利害関係者)との関係を重視しながら果たす社会的責任のこと。具体的には、安全で高品質な製品・サービスの提供、環境への配慮、社会的公正・倫理にかなった活動などを行っているかなどが挙げられる。

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)

児童への虐待を禁止し、虐待を受けた児童を早期に発見・保護して、自立を支援するための法律。2000年(平成12年)から施行されている。

児童自立支援施設

児童福祉法第44条に基づいて設置される児童福祉施設の一つで、犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する施設をいう。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年(平成元年)11月の国連総会で採択された条約で、日本は1994年(平成6年)に批准。

前文および本文54条から成り、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等、児童の権利に関して包括的に規定している。

児童福祉法

18歳未満の児童の福祉と権利を保障し、児童と保護者へのあらゆる支援事業の根幹となる法律である。1947年(昭和22年)12月に成立し、1948年(昭和23年)1月から施行されたが、時代の変化に合わせて改正が繰り返され、最近では「児童福祉法等の一部を改正する法律」が2024年(令和6年)4月に施行された。

社会モデル

障がいは疾病、外傷等により生じた個人の問題であり、個人の努力や治療で克服・対処すべき問題であると捉える「個人モデル」や「医学モデル」に対し、障がいの社会モデルは、障がい者が受ける制限は社会が作り出しているという考え方。この考え方は、障害者権利条約に反映されている。

社会モデルの考えについては、障がい者の人権に関するだけでなく、その他様々な人権を考える際にも用いられており、本方針では、全ての人権課題について、社会モデルの視点で取り組むことを基本的な姿勢としている。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、事前登録された人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度。住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止および防止を図ることを目的とする。米原市では、2014年(平成26年)2月から運用している。

出入国管理及び難民認定法(入管法)

1951年(昭和26年)10月に公布され、同年11月に施行された法律。出入国管理制度(日本国への入国・帰国、日本国からの出国、外国人の日本国在留に関する許可要件や手続、在留資格制度、入国管理局の役割、不法入国や不法在留に関する罰則等)ならびに難民条約および難民議定書に基づく難民認定制度等を定めている。また、改正入管法が2019年(平成31年)4月から施行され、外国人労働者の新たな在留資格「特定技能」が認められるようになった。

障害者基本法

1970年(昭和45年)に制定された障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念などを定めた法律。この法律の第11条の規定に基づき、政府、都道府県、市町村において障害者の状況を踏まえ基本的な計画(障害者基本計画)を策定しなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害者基本法の基本理念に則り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013年(平成25年)6月に成立した法律。一部を除き2016年(平成28年)4月から施行されている。

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)

女子差別の撤廃を定めた多国間条約で、1979年(昭和54年)12月、第34回国連総会で採択され、1981年(昭和56年)に発効した。前文および30か条から成り、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のあらゆる分野における男女同権を達成するために教育の分野も含めて、必要な措置を定めている。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた法律で、2000年(平成12年)12月に施行された。また、2002年(平成14年)3月には、同法第7条の規定に基づき、法務省および文部科学省が中心となって、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示された。

人権教育のための国連10年

1994年(平成6年)、国連は人権教育を「あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程」とし、「差別や人権侵害を撤廃していくための能力を身に付けるもの」として位置付け、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、行動計画を策定するとともに、各国にも人権の確立と普及のための具体的な行動計画の策定を呼び掛けた。

人権教育のための世界プログラム

「人権教育のための国連10年」に続く継続的な世界的枠組みとして2004年(平成16年)の国連総会で採択された。「世界プログラム」では、その取組の第1段階として、2005年(平成17年)から2007年(平成19年)までの3年間に、世界の全ての国で、初等・中等教育段階における人権教育が実施されるようになることを目指した。

人種差別撤廃条約

人種・皮膚の色・血統・民族・部族などの違いによる差別をなくすために、必要な政策・措置を遅滞なく行うことを義務付ける国際条約で、1965年(昭和40年)の第20回国連総会で採択された。1969年(昭和44年)に発効し、日本は1995年(平成7年)に批准した。批准国182か国(2020年(令和2年)3月現在)。

人権擁護委員

人権侵犯の監視・救済とともに、人権相談や人権思想の普及啓発に努めている。米原市では、法務大臣から委嘱された10人(令和7年1月現在)の委員が人権擁護活動を行っている。

人権擁護推進員

人権擁護委員の活動に協力し、地域に根差した人権擁護活動を推進している。各市町で設置し、米原市では、民生委員児童委員の中から30人(令和7年1月現在)に委嘱している。

人権擁護推進審議会の答申

1999年(平成11年)7月に行った答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」のこと。人権教育や人権啓発の基本的在り方やその総合的かつ効果的な推進のための施策について提言している。

ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)

2000年(平成12年)11月に施行されたストーカーを規制する日本の法律。「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと(第2条)を指す。

生活困窮者自立支援法

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者に対する自立の促進に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする法律。2013年(平成25年)12月に成立し、2015年(平成27年)4月の施行となっている。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)

性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分でない現状に鑑み、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に対する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定めた。そして、国および地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としている。2023年(令和5年)6月に施行した。

性的マイノリティ

「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。同性愛者(レズビアン、ゲイ)や両性愛者(バイセクシャル)、さらには身体的性と性自認が不一致で持続的な違和感・不快感を持つ人(トランスジェンダー)などが含まれる。日本語訳は性的少数者。

SOGI

恋愛感情や性的な関心がどの性に向いているかを示す「性的指向(好きになる性)[Sexual Orientation]」と、自分が認識している性別を示す「性自認(心の性)[Gender Identity]」の英語の頭文字をとった言葉。SOGIは異性愛の人なども含め、全ての人が持っているもの。

た 行

男女共同参画社会基本法

1999年(平成11年)6月に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしている。

地域改善対策協議会

1982年(昭和57年)3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月に地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。1996年(平成8年)5月には、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申として、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」と述べられている。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969年(昭和44年)に制定された10年間の時限立法である。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定し、生活環境の改善等、部落差別問題の解決のために積極的に行った。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)

インターネット等での誹謗中傷への対応のために制定した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を2024年(令和6年)に再改正し、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化および運用状況の透明化を義務付け、名称も変更し公布された。

な 行

米原市女性人材バンク(なでしこネット)

幅広い分野において、識見または経験を有する女性の多様な意見を市政に反映させるため、平成25年4月から市が女性人材バンクとして設置し登録を行っている制度で、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、登録者の更なる活躍の場を広げることを目的に取り組を進めている。

日本語教育の推進に関する法律

多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与する目的として、2019年(令和元年)6月に施行された。

ニューカマー

1970年代以降に来日し、定住した外国籍の人々のこと。1970年(昭和45年)から1980年代にかけては、中国帰国者やインドシナ難民などが中心であったが、1990年(平成2年)に出入国管理法が改正されてからは、日本人の父母または祖父母を持つ人々とその配偶者の就労が可能になったため、南米を中心として多くの日系人とその家族が来日し、定住している。また、日本の大学や専門学校で学ぶ留学生や、工場等で働く研修生、そして日本人と結婚し、日本で定住する外国籍の人々もニューカマーに含まれる。日本で働くニューカマーの多くは、在留資格の上では、合法的に就労が認められているが、その多くが非正規雇用であり、経済変動の影響を受けやすく、不安定な雇用を余儀なくされている。

認知症

様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能(記憶、判断力など)が低下して、社会生活に支障をきたした状態のこと。認知症には、脳梗塞、脳出血等による脳血管障がいの結果生ずる脳血管性認知症およびアルツハイマー病、原因不明の脳の変性により脳の萎縮が認められる老年認知症等があるが、未解決の事項も多い。

ノーマライゼーション

障がい者等の社会的に不利を負いやすい人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

は 行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

2001年(平成13年)4月に成立し、同年10月に施行された。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が自ら設置する婦人相談所その他の適切な施設において被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなど、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定している。そして、暴力の定義や被害者の保護等の内容を拡充し改正されたDV防止法が2004年(平成16年)12月に施行された。

ハンセン病元患者

「らい予防法」が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した人や、ハンセン病療養所に入所し治癒した人のこと。国の隔離政策により、同病患者は地域社会において平穏に生活することや身体および財産など社会生活全般にわたる人権上の制限や差別を受けた。なお、最近では日本におけるハンセン病の新規患者はほとんどいないと言われる。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)

2009年(平成21年)4月から施行されており、ハンセン病問題の解決の促進のための基本理念や、国および地方公共団体の責務等について規定している。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病家族補償法)

2019年(令和元年)11月から施行されており、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給と、元患者家族等の名誉回復等について規定している。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

本邦外出身者に対する差別的言動(ヘイトスピーチ)の解消に向けた取組を推進するため、基本理念および国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が実施する基本的施策について規定している。2016年(平成28年)6月から施行されている。

ま 行

米原市人権意識調査

5年に1度、米原市全域で実施した人権問題に関する意識調査。最新は、2022年(令和4年)9月に行い、18歳以上の市民のうち性別・年齢別構成を考慮し、2,000人を層化抽出した。回収率は38.6%、郵送およびインターネットによる調査を行った。調査結果は今後の人権行政や関連諸事業の参考資料として活用している。

米原市人権教育推進協議会

人権教育を総合的に推進し、あらゆる人権問題を市民的課題として解決するため、平成17年4月に発足した協議会。「地域学習活動部会」「企業・事業所活動部会」「男女共同参画活動部会」「教育啓発活動部会」「人権擁護活動部会」の5つの部会を設け、地域の人々が集うハートフル・フォーラム(地区別懇談会)や様々な人権講座などを開催している。

米原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束した、一方または双方が性的マイノリティである二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領証や宣誓書受領証カードを交付するもの(パートナーシップ)。また、宣誓する二人の一方または双方と生計を同じくする子どもなどがある場合は、ファミリーとして併せて宣誓することができる(ファミリーシップ)。

や 行

やさしい日本語

外国人にも分かりやすいよう簡単な語句に書き換えた日本語のこと。日本語能力の十分でない外国人などとスムーズなコミュニケーションを取れるようになることが期待できる。

ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍や年齢、性別などの違いや障がいの有無にかかわらず、全ての人が利用できることを目指した建築、製品、情報などのデザインのこと

ら 行

リーマンショック

2008年(平成20年)9月にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事で、世界的な金融危機へと連鎖した。

労働施策総合推進法(パワハラ防止法)

正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。ハラスメントのない社会の実現に向けて、職場の様々なハラスメント対策を強化することが必要なことから、2020年(令和2年)6月に施行された。施行当初は大企業におけるハラスメント対策の義務化のみ明記したが、2022年(令和4年)からは中小企業に対してもハラスメント対策の義務化を示した。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)

労働者の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、雇用が不安定になりやすい派遣労働者を保護し、雇用の安定、福祉の増進に資することを目的とした法律(1986年(昭和61年)施行)。同法は法改正が数度行われ、労働条件の整備や派遣業種の拡大や派遣期間の延長が行われた。また、同法は2012年(平成24年)10月に改正され「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」と法律名が変わる。

参 考 資 料

世界人権宣言（抜粋）

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の

（基本的人権の享有）

第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

1948年第3回国際連合総会採択

人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

日本国憲法(抜粋)

公布：昭和21年11月 3日
施行：昭和22年 5月 3日

(基本的人権の享有)

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族の禁止、栄典)

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障)

第15条

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。(国及び公共団体の

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

(賠償責任)

第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害

を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条

学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- (勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権)

第 28 条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第 29 条

財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税の義務)

第 30 条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(法定の手続の保障)

第 31 条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第 32 条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(逮捕の要件)

第 33 条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障)

第 34 条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(住居の不可侵)

第 35 条

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及

び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(拷問及び残虐刑の禁止)

第 36 条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

(刑事被告人の権利)

第 37 条

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

(自己に不利益な供述、自白の証拠能力)

第 38 条

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(遡及処罰の禁止・一事不再理)

第 39 条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(刑事補償)

第 40 条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(基本的人権の本質)

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

公布：平成12年12月 6日

施行：平成12年12月 6日

(目的)

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その

他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権

教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則(略)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

公布：平成25年 6月26日
施行：平成28年 4月 1日

第1章 総則

（目的）

第1条

この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条

国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 （行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抜粋）

公布：平成28年 6月 3日
施行：平成28年 6月 3日

第1章 総則

（目的）

第1条

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（相談体制の整備）

第5条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言

動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第6条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第7条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

公布：平成28年12月16日

施行：平成28年12月16日

(目的)

第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

米原市人権尊重都市宣言

平成18年 9月29日
告示第223号

私たち米原市民は

人が人として幸せに生きるまちをつくります。

それは人権尊重のまちであり、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちです。

一、私たち一人ひとりにはかけがえのない存在であり、自らの人権を自覚し、
お互いの人権を大切にします。

一、私たちはふれあいの心を深め、子どもからお年寄りまですべての人が
輝き、生きるよろこびに満ちたまちづくりに努めます。

一、私たちは子どもたちに大きな希望を持ち、子どもたちがすこやかに成長できる人権尊重のまちをつくります。

私たちは米原市を人権尊重都市とすることを宣言します。

米原市人権尊重のまちづくり条例

公布：平成18年10月 1日

施行：平成19年 1月 1日

改正：平成28年 4月 1日

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言および基本的人権の尊重と法の下での平等を定めた日本国憲法の基本理念をふまえ、米原市自治基本条例(平成18年米原市条例第43号)に掲げるまちづくりの基本原則を前提として人権尊重のまちづくりをすすめるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条

この条例は、すべての市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護に努め、生まれた所、住んでいる所、国籍、性別、年齢、障がい等により差別されることなく、基本的人権が尊重され、人が輝く住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条

市は、前条の目的を達成するため、市が実施する教育、啓発、福祉、健康、環境、産業および雇用等のすべての分野における必要な施策を積極的に推進し、人権尊重のまちづくりをすすめるとともに、市民の参加、参画および協働の機会を保障するものとする。

(市民の権利と役割)

第3条

すべての市民は、人として尊重される。

- 2 人権尊重のまちづくりは、自他の人権を尊重し、差別をしない、させない、見過さない市民の自覚と努力によって実現するものであり、市民は、人権尊重のまちづくりをすすめるよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第4条

市内に事業所を有する営利法人、市内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織ならびに団体および市内の特定の地域を対象とする地縁団体ならびに地縁団体に類する地縁組織(以下「事業者等」という。)は、市が実施する人権尊重のまちづくりの施策に参加および参画するとともに人権問題について積極的な取り組みに努めるものとする。

(人権文化の向上)

第5条

市は、人権啓発活動その他あらゆる施策を通じて人権文化の向上に努めるとともに、その目的を達成するため事業者等の活動を支援するものとする。

(推進体制の充実)

第6条

市は、人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、国、県および関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第7条

市は、人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要に応じ意識および実態調査を行うものとする。

(審議会)

第8条

人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議する機関として、米原市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の組織および運営その他必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条

この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

付 則(平成20年2月29日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2025年(令和7年)2月

発行 米原市

編集 総務部人権政策課

〒521-8501

米原市米原1016番地

TEL(0749)53-5167

FAX(0749)53-5148

E-Mail jinsui@city.maibara.lg.jp

